三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱K一号から標柱K六号までを順次結んだ線及び標柱K一号と標柱K六号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱K七号から標柱K一六号までを順次結んだ線及び標柱K七号と標柱K一六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県高松市塩江町安原下第二号字戸石川東一九八六の一、一九九四、二〇〇五、二〇〇五地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百五十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和七年十月三十一日次のとおり決定された。

令和七年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一六一	小松飛行場	小松市	国有	土地…約一、八〇〇平方メートル 建物…約一、三〇〇平方メートル 工作物…門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年十一月十日から同月十九日までの間 二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤のための追加期間 航空自衛隊小松基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○中部地方整備局告示第九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

令和七年十一月四日

中部地方整備局長　森本　輝

別表を次のように改める。

指定番号	二	三	四	五
指定確認検査機関の名称	株式会社ＣＩ東海	株式会社ぎふ建築住宅センター	株式会社確認検査愛知	一般財団法人愛知県建築住宅センター
住所	愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号	岐阜県岐阜市藪田東一丁目二番二号	愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条第一号から第六号の二まで、第十三号から第十四号の二に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分
業務区域	愛知県及び三重県の全域並びに岐阜県及び静岡県の都市計画区域	岐阜県の全域、愛知県一宮市、春日井市、愛知県津島市、愛知県犬山市、愛知県江南市、小牧市、稲沢市、愛知県岩倉市、愛知県愛西市、愛知県丹羽郡の全域	愛知県の全域、岐阜県可児市、岐阜県多治見市、岐阜県土岐市、岐阜県瑞浪市	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の全域
確認検査の業務を行う事務所の所在地	イ　本社　愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号 ロ　岡崎事務所　愛知県岡崎市羽根町北二丁目一番地	イ　本社　岐阜県岐阜市藪田東一丁目二番二号 ロ　中濃支社　岐阜県美濃市八町七丁目十番地 ハ　東濃支社　岐阜県多治見市若松町二丁目十番地五 ニ　飛騨出張所　岐阜県高山市赤保木町千百四番地	イ　本店　愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地 ロ　刈谷支店　愛知県刈谷市東陽町三丁目六十八番地	イ　本部　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号 ロ　岡崎事務所　愛知県岡崎市上和田町字城前八番地
指定をした日	令和七年八月十八日	令和七年八月七日	令和七年八月十八日	令和三年十月一日
指定の有効期間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間